

## 旅館業営業許可申請に必要な書類等

1. 申請手数料 ¥22,000-

2. 旅館業営業許可申請書（1部） 控えが必要な場合は別途ご用意ください。受理印を押印後、返却します。  
（第1~2面に加え、旅館・ホテル営業では第3~5面、簡易宿所営業では第6・7・10面も記入）

3. 添付書類（必須のもの）

(1)	申請者が法人の場合、 <b>①その名称、事業所所在地、代表者の氏名を確認する書類</b> （定款又は寄附行為の写し、履歴事項全部証明書（原本）、理事会の議事録等） <b>②役員名簿</b> （氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所、法人名、役職）※様式あり
(2)	<b>営業施設周辺の見取図</b> （縮尺1/2,500程度） ・施設の建物を中心として半径300m、200m、110mの同心円を引き、200m以内にある学校、児童福祉施設、社会教育施設（図書館、公民館、博物館等）、公園等の場所を明示すること。 ・営業施設が都市計画法上の用途地域のうち商業地域にある場合は、200m以内にある病院の場所を明示すること。
(3)	<b>建物の配置図</b> （縮尺1/100~1/200） ・敷地境界、建屋・施設等の配置、入口、駐車場等を明示すること。
(4)	<b>各階の平面図</b> （縮尺1/100~1/200） ・ロビーについては、内法寸法を記入した詳細図（求積図）を添付すること。 ・フロント、リネン室並びに共同の風呂、便所及び洗面所の位置を明示すること。 ・地下階、屋上階の図面も添付すること。
(5)	<b>客室の詳細図</b> （縮尺1/50~1/100） ・ベッド（ベッド幅、階層式寝台の高さを記入すること。）、デスク、ソファ、更衣戸棚（壁掛けフック等）、大型の鏡、浴槽、洗面設備、トイレ等を正確な位置に明示すること。
(6)	<b>客室及び寝室の求積図</b> （縮尺1/50~1/100） ・すべてのタイプの客室について、客室及び寝室面積、有効幅員等を内法寸法で記入すること。
(7)	<b>フロント展開図</b> （縮尺1/20~1/50） ・受付台の幅、高さ、長さ、上方空間の長さを明示すること。
(8)	<b>リネン室詳細図</b> （縮尺1/50~1/100） ・棚等の位置、構造、寸法を明示すること。（施錠管理している場合は、鍵の設置位置も明示すること。）
(9)	<b>外観の立面図</b> （縮尺1/100~1/200） ・4面について、外観、屋根、広告物（看板等）の外観の形状、材質及び色彩（マンセル値）を明示すること。 ・広告物（看板等）については詳細図をつけること。 ※既存建物において変更を行わない場合は4方向からの写真を添付することで一部資料の省略可能。
(10)	<b>湯沸室詳細図</b> （縮尺1/50~1/100） ・コップ類の洗浄消毒を行う流し等の位置を明示すること。 ※設けない場合は不要
(11)	<b>空調及び換気系統図</b> ・客室及び廊下部分等の給排気の流れを明示すること。
(12)	<b>客室数・定員一覧</b> ・客室タイプ、定員数並びに寝具の種類、幅及び個数を記入したものを各階毎に記入すること。
(13)	<b>断面図</b> ・各階の用途を明示すること。

4. 添付書類（場合によって必要となるもの）

(14)	<b>水質検査成績書（原本）</b> ・神戸市上水道以外の水を使用する場合のみ提出すること。
(15)	<b>給排水の系統図</b> ・神戸市上水道から直接給水を行わない場合のみ提出すること。
(16)	<b>委任状</b> ・申請者以外の者が申請等を行う場合
(17)	<b>検査済書の写し</b> ※ない場合は不要

## 神戸市旅館業法の施行等に関する条例 第2条(5)該当施設の場合

表面の添付書類に加え、以下の書類についても添付すること。

(18)	<b>管理事務所詳細図</b> ・付近見取り図, 営業施設までの経路及び所要時間(移動手段を明記すること)を明示すること。 ・平面図, 断面図, 設備(受付台やモニター, 通話機器等の機器類含む)の配置等を明示すること。
(19)	<b>撮影機器の仕様書(宿泊者等の出入り確認, 本人確認用)</b> ・撮影機器の機能が分かるもの(モニター等付帯設備含む)。
(20)	<b>通話機器の仕様書</b> ・営業施設及び管理事務所に設置する通話機器の機能がわかるもの。
(21)	<b>緊急連絡先の表示詳細図</b> ・表示内容を明示すること。 ・営業施設及び管理事務所における表示場所を明示すること。
(22)	<b>事業計画書 ※規定様式あり</b> ・人員体制や宿泊者等の出入りおよび本人確認方法(鍵の受け渡し方法含む), 緊急時の対応方法等の事業計画の詳細を明示すること。